

<問題1> (配点：1)

外為法第48条第1項により経済産業大臣の許可を受けなければならないと定められている「輸出をしようとする者」の解釈として正しい組合せを1つ選びなさい。

- A およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。
- B 本邦以外の地域を仕向地としている貨物で仮に陸揚げしたものを輸出する場合は、外国から当初の輸出を行った非居住者を輸出しようとする者とする。
- C その輸出貨物について所有権を有する者である必要はないが、自己の判断において輸出しようとする者であることを要する。
- D およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であることを要する。
- E 本邦以外の地域を仕向地としている貨物で仮に陸揚げしたものを輸出する場合は、仮に陸揚げした貨物を輸出するための手段となる船舶又は航空機を運営する、船会社等を輸出しようとする者とする。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題2> (配点：1)

AからEまでの特例に関する規定のうち、キャッチオール規制の規制要件に該当した場合でも、適用できる組合せを1つ選びなさい。

なお、仕向地又は提供地（技術の提供を受ける非居住者が属する外国を含む。）は輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）以外の地域とする。

- A 輸出令第4条第1項第四号に規定の少額特例
- B 輸出令第4条第1項第二号ホとへの規定に基づく無償告示第一号1の「修理特例」
- C 貿易外省令第9条第2項第十四号イに規定の「市販プログラムに係る特例」
- D 輸出令第4条第1項第二号ホとへの規定に基づく無償告示第二号5の「暗号該当貨物の自己使用特例」
- E 貿易外省令第9条第2項第九号ニに規定の「ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引」

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題3> (配点：1)

ベルギーに所在する本邦法人の現地法人に2年以上勤務する目的で出国し外国に滞在する本邦人について、その居住性の判定に係る解釈で正しいものを1つ選びなさい。

1. 外国にある本邦法人の現地法人に勤務することを目的として出国したため「居住者」として取り扱う。
2. 滞在国により居住性の判定は異なる。本ケースの場合は、滞在国がベルギーで、「ホワイト国」であることから、「居住者」として取り扱う。
3. 2年未満であれば、「居住者」扱いとなるが、本ケースの場合は2年以上勤務する目的で出国するため「非居住者」として取り扱う。
4. 外国に滞在する場合であっても、国籍が日本である場合には「居住者」として取り扱う。
5. 外国にある本邦法人の現地法人に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は「非居住者」として取り扱う。

<問題4> (配点：1)

包括許可要領で規定されている書類の提出窓口について、下線部分が誤っている組合せを1つ選びなさい。

- A 「代表者名変更届」の提出窓口は、「許可証を発行した申請窓口」と規定されている。
- B 「住居表示変更届」の提出窓口は、安全保障貿易審査課と規定されている。
- C 「輸出又は取引の実績の報告」の提出窓口は、安全保障貿易検査官室と規定されている。
- D 「包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、報告又は失効した場合」の提出窓口は、安全保障貿易審査課と規定されている。
- E 「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の提出窓口は、安全保障貿易審査課と規定されている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題5> (配点：1)

防衛装備移転三原則において、防衛装備の海外移転を認めないこととする場合について、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物を移転する場合
- B 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- C 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合
- D 輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域への移転となる場合
- E 紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

- 1. A○ B○ C○ D○ E○
- 2. A○ B○ C× D○ E○
- 3. A○ B× C× D○ E○
- 4. A× B○ C○ D○ E×
- 5. A× B○ C○ D× E○

<問題6> (配点：1)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件として、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料は全て輸出又は技術の提供時から少なくとも7年間保存すること。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
- D 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。
- E 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。

- 1. A× B○ C○ D× E○
- 2. A○ B× C○ D○ E○
- 3. A× B○ C× D○ E○
- 4. A○ B× C○ D× E○
- 5. A○ B× C○ D○ E×

<問題7> (配点：1)

AからEまでのうち、遵守基準省令に関して、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1（外為令別表）の16の項に該当する製品のみを輸出を行っている。この場合、「統括責任者」を選任する法的義務はない。
- B 本邦にある貿易会社Xは、リスト規制に該当する製品を輸出している。貿易会社Xでは、代表取締役副社長が「統括責任者」と「該非確認責任者」を兼任しているが、法令上問題はない。
- C 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1（外為令別表）の16の項に該当する製品のみを輸出を行っている。貿易会社Xの輸出等業務従事者に対して、「最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」ことは、努力義務とされている。
- D 本邦にある貿易会社Xは、リスト規制に該当する製品を輸出しているが、全て少額特例が適用できる。この場合、貿易会社Xは、「統括責任者」を選任する法的義務はない。
- E 本邦にある貿易会社Xの国内子会社は、毎年2回、リスト規制に該当する製品を輸出している。この場合、貿易会社Xは、当該国内子会社の輸出管理指導を行うことは、努力義務とされている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題8> (配点：1)

外為令第17条第4項において、「法第25条第1項又は第4項の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続により、当該許可の申請をしなければならない。」と規定されている。ここで引用している経済産業省令で正しいものを次の中から1つ選びなさい。

1. 役務通達
2. 核兵器等開発等省令
3. 核兵器等開発等告示
4. 貨物等省令
5. 貿易外省令

<問題9> (配点：1)

AからEのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xの営業部長は、都内のホテルで、中国のメーカーYの技術部長に技術α（外為令別表の9の項に該当）を役務取引許可を取得して提供した。技術部長が、1週間後、技術αを持って、中国に戻る場合は、メーカーYとしても、役務取引許可を取得する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXの技術部長は、ロンドンに出張中、現在開発中の製品の設計図面のファイル（外為令別表の9の項該当）を持ってくるのを忘れたので、部下の技術課長に頼んで、メールで送ってもらう予定である。この場合、部下の技術課長は、英国にいる上司に当該ファイルを提供するので、メーカーXが取得している一般包括役務取引許可を適用して提供する必要がある。なお、技術部長は当該ファイルを自己使用目的で保有するものである。
- C 本邦にある大学の教授Xは、1年の予定でフランスの大学院に留学中の長男Yに、自作のロボットの製造図面（外為令別表の6の項に該当）を研究の参考にするようにPDFにして、来週、メールで送信する予定であるが、この場合、役務取引許可は必要である。
- D 本邦にある貿易会社Xは、インターネットからの攻撃やハッキング等を防ぐため、来月から同社の香港支店に外為令別表の8の項に該当する特注のウイルス対策ソフトを無償で提供する予定である。この場合、香港支店は外為法第5条により、居住者にあたり、また、特注のウイルス対策ソフトは、社内のネット環境整備のためであるので、役務取引許可は不要である。
- E 本邦にある大学の教授Xは、来月、外国ユーザーリストに掲載されている大学（懸念区分はミサイル）の教授Yとインターネットの無料電話サービスを使用し、外為令別表の16の項に該当するマルエージング鋼（懸念される用途は、核兵器、ミサイル）の効率的な製造方法について議論する予定である。キャッチオール規制では、口頭での提供は規制されていないので、電話による議論は、教授Yの研究目的が不明であっても、役務取引許可は不要である。

1. A○ B○ C× D○ E○
2. A× B○ C× D× E×
3. A× B× C○ D× E×
4. A○ B× C× D○ E×
5. A× B× C○ D× E○

<問題10> (配点：1)

次のAからEまでのうち、特別返品等包括輸出・役務取引許可を適用できる仕向地の組合せを1つ選びなさい。

- A ブルガリア
- B ウクライナ
- C フィンランド
- D ルクセンブルク
- E トルコ

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題 1 1> (配点：1)

AからDのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのソウル支店は、アメリカにあるメーカーYから、輸出令別表第1の1の項に該当するセンサーを購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。当該センサーは、メーカーYから、イスラエルにあるメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可について、許可申請をする必要がある。
- B 本邦にある貿易会社Xのタイ支店は、フランスにあるメーカーYから、輸出令別表第1の5の項に該当する炭素繊維を購入し、台湾にあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、メーカーYの香港にある倉庫から出荷され、台湾にあるメーカーZに直接輸出される。タイ支店は、メーカーZより戦闘機の製造に使用すると連絡を受けていた場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可について、許可申請をする必要がある。
- C 本邦にある貿易会社Xの香港現地法人は、フランスにあるメーカーYから、輸出令別表第1の1の項に該当するセンサーを購入し、タイにあるメーカーZに売却する予定である。当該センサーは、メーカーYから出荷され、タイにあるメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可について、許可申請をする必要がある。
- D 本邦にある貿易会社Xは、3年前に不特定多数が閲覧できるアメリカのサイトにあった3Dプリンターで製造できる拳銃の製造データ α （外為令別表の1の項該当で、現在は当該サイトから削除されている）を入手したので、取引先のイスラエルのメーカーYに、無償で当該製造データ α を提供する予定である。この場合、貿易会社Xは、外国間等技術取引について、法的には外為法第25条第1項の許可申請をする必要はない。

- 1. A○ B○ C○ D×
- 2. A× B× C○ D○
- 3. A○ B× C× D×
- 4. A× B○ C× D○
- 5. A○ B× C× D○

<問題12> (配点：1)

本邦の輸出者が外国のメーカーに国際輸出管理レジームの英文を参考にして該非に関するスペックを確認する場合、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認したら良いか、次のAからDまでのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社は、英国のメーカーより、外為令別表の3の2の項に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の3の2の項は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、オーストラリア・グループ（AG）のサイトにある英文を参考にメーカーにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社は、オーストラリアのメーカーより、輸出令別表第1の3の項に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の3の項は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、オーストラリア・グループ（AG）のサイトにある英文を参考にメーカーにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社は、香港のメーカーより、告示貨物に関連する貨物Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、告示貨物は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Sensitive List の英文を参考にメーカーにスペックを確認する。
- D 本邦の貿易会社は、香港のメーカーより、提出書類通達の別表2の付表（付表技術）に関連する技術Xを購入し、海外で販売する予定である。この場合、付表技術は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Very Sensitive List の英文を参考にメーカーにスペックを確認する。

1. A× B○ C○ D○
2. A× B× C○ D×
3. A○ B○ C× D○
4. A○ B× C× D×
5. A○ B○ C○ D×

<問題13> (配点：1)

次のAからEまでのうち、提出書類通達に関する説明について、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを1つ選びなさい。

- A 提出書類通達では、仕向地・提供先国、貨物の種類、仕様、技術の内容、数量等によっては、最終需要者が確定していないことを理由に許可しないことがあると規定されている。
- B 提出書類通達では、我が国又は「い地域①」を仕向地とする貨物の再輸出又は技術の再提供である場合については、経済産業省から特に指示のあるものを除き、経済産業省の事前同意を得ることは不要と規定されている。
- C 提出書類通達では、「輸出した貨物が費消されたとき、提供した技術が公知のものとなったとき、輸出した貨物若しくは提供した技術が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は貨物・技術の規制が改正され非該当となったときは、誓約書に基づく事前同意は不要となります。」と規定されている。
- D 提出書類通達では、最終需要者が確定した場合の最終需要者からの誓約書の宛先は、経済産業省宛と規定されている。
- E 提出書類通達では、「再提供」とは、「当初許可された需要者等が、提供された技術を当初許可された者以外の第三者に提供すること」と規定されている。

- 1. A○ B× C○ D○ E×
- 2. A○ B○ C× D○ E×
- 3. A× B× C○ D× E○
- 4. A○ B○ C○ D× E○
- 5. A× B○ C○ D× E○

<問題14> (配点：1)

外為法第25条第1項に違反した際、当該違反行為の目的物の価格が50万円のプログラム(外為令別表の2の項に該当)であった場合の考えられる最高の罰金額について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 100万円
2. 200万円
3. 500万円
4. 700万円
5. 1,000万円

<問題15> (配点：1)

輸出許可申請書（輸出貿易管理規則の別表第一で定める様式）の作成及び記載要領に係る説明で誤っているものを1つ選びなさい。

1. 輸出許可申請書の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出許可申請書にのり付けする。
2. 「取引の明細」の「買主名」の欄
展示会への出展のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出をしようとする者を同欄に記載する。
3. 「取引の明細」の「需要者」の欄
需要者が未定である場合には、予想される需要者とその住所を同欄に記載する。
4. 「取引の明細」の「経由地」の欄
貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。
5. 「商品名」の欄
商品名は、一般的な用語をもって記載する。

<問題16> (配点：1)

AからEまでのうち、本邦にあるメーカーXが取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、「返送に係る輸出」をすることが適切でない組合せを1つ選びなさい。

- A 国連武器禁輸国のレバノンのメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の7の項に該当する貨物 α (価額150万円)が誤って送られてきた。メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。
- B 香港のメーカーYから、注文と異なる輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α が誤って送られてきた。メーカーYから、タイのメーカーZに送るものを誤って送ってしまったため、送料等を全額負担するので、メーカーZに送って欲しいと依頼された。この場合、メーカーXは、貨物 α をメーカーZに「返送に係る輸出」をすることができる。
- C タイの日系自動車メーカーKから、メーカーXが2年前に輸出した輸出令別表第1の2の項に該当する貨物 α の検査を依頼された。メーカーXは、貨物 α を一旦、日本に戻し、検査終了後、日系自動車メーカーKに「返送に係る輸出」をすることができる。
- D 香港のメーカーYから、注文と異なる貨物 α が誤って送られてきた。メーカーXは貨物 α が輸出令別表第1の1の項から16の項のうち、どの項に該当するか特定できない場合でも、メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。
- E シンガポールのメーカーYから、注文と異なる貨物 α が誤って送られてきた。メーカーXは貨物 α が輸出令別表第1の1の項には該当しないが、輸出令別表第1の2から16の項のうち、どの項に該当するか特定できない場合でも、メーカーXは、貨物 α をメーカーYに「返送に係る輸出」をすることができる。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題17> (配点：1)

AからEまでのうち、誤っている説明の組合せを一つ選びなさい。

- A 「輸出の時点」の定義は、外為法第6条で規定されていないが、運用通達で、船舶又は航空機の輸出の場合や洋上輸出の場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時と規定されている。
- B 「技術」の定義は、外為法第6条で規定されている。
- C 「提供」の定義は、外為法第6条で規定されている。
- D 「外国」の定義は、外為法第6条で規定されている。
- E 「居住者」の定義は、外為法第6条で規定されている。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題18> (配点：1)

事前相談手続通達に明記されている相談対象について、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するおそれのある貨物の輸出に先立ち該当非該当の疑義が生じた場合
- B 輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする場合において輸出許可申請に先立ち相談を希望する場合
- C 一般相談案件の場合
- D 輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地とする場合において輸出許可申請に先立ち相談を希望する場合
- E 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に該当するおそれのある技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち該当非該当の疑義が生じた場合

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題19> (配点：1)

運用通達の10%ルールについて、AからEのうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 運用通達の10%ルールは、他の貨物の部分をなしているものが輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合は適用できない。
- B 運用通達の10%ルールは、他の貨物の部分をなしているものが輸出令別表第1の1の項に該当する貨物の場合は、全て適用できない。
- C 運用通達の10%ルールが適用できる貨物に内蔵されている技術データで、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データであれば、全て外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱うことができる。
- D 本邦にあるメーカーXは、米国のメーカーYから輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンの注文(価額90万円)を受けたので、輸出令別表第1の16の項に該当する貯蔵タンク(初期製造時の市場価格は950万円)に入れて輸出する予定である。この場合、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- E 本邦にある半導体製造装置メーカーXは、輸出令別表第1の7の項(16)に該当しない半導体製造装置α(初期製造時の市場価格は500万円)を来週、米国のメーカーに輸出する予定である。半導体製造装置αには、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ1セット(価額40万円)と輸出令別表第1の3の項(2)に該当するバルブ1セット(価額15万円)が正当に組み込まれている。この場合、半導体製造装置メーカーXは、組み込まれた貨物についてそれぞれ運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題20> (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)の許可例外に関する記述として、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 米国原産部品Aを組み込んでいる、デミニミス・ルールが適用可能な日本製の製品B(組込比率5%)をキューバ向けに再輸出する予定である。部品Aに不具合があった場合のために、予備部品として3個の部品Aを製品Bに同梱する予定である。部品Aの3個の価格は本体価格の10%以下なので、許可例外APRを適用して米国政府の許可を取得することなく再輸出できると判断した。
- B 半導体試験装置の国際展示会が中国で1週間開催される予定である。EARの規制対象である半導体試験装置(3B002)を自社ブースで展示するために中国向けに再輸出する場合には、許可例外TMPが適用できると判断した。
- C 規制品目リスト(CCL)に許可例外CIVが適用可と規定されているソフトウェアを中国向けに再輸出する予定である。中国はD:1国群なので、許可例外CIVを適用して再輸出できると判断した。
- D 地域安定(RS)規制の理由で規制されている貨物をA:6国群であるインド向けに再輸出する予定である。許可例外STAの「許可例外STA適用上の制限」及び「600番台品目への許可例外STA適用における制限事項」で規定されている制限に該当しないことを確認できたため、当該貨物のECCN及び許可例外STAを適用した再輸出であることを書面で荷受人に通知すると共に、許可例外STAで規定されている事前承諾書を荷受人から取得したので、許可例外STAが適用できると判断した。
- E 規制品目リスト(CCL)に許可例外TSRが適用可と規定されている米国原産のソフトウェアを、B国群である台湾に再輸出する予定である。許可例外TSRで取得が義務づけられている確約書を荷受人から取得したので、許可例外TSRが適用できると判断した。

- 1. C・D
- 2. E・C
- 3. D・E
- 4. A・B
- 5. B・C

<問題 2 1 > (配点 : 2)

武器輸出に関連する以下の記述のうち、誤っているものを全て選びなさい。

1. 輸出令別表第 1 の 2 から 1 5 の項の中欄に掲げる貨物の用途が、軍事用途である場合には、輸出許可の基準として、防衛装備移転三原則が適用される。
2. 外為令別表の 1 の項における「使用」は、「操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう」と定義されている。
3. 輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の輸出許可申請先は、全てが本省ではなく、貨物によっては経済産業局もある。
4. 一般包括許可や特別一般包括許可は、輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物には一切適用することはできないが、特定包括許可は適用できる場合もある。
5. 貿易外省令第 9 条第 2 項第二号では、防衛大臣が外為令別表中欄に掲げる技術を外国において提供する行為が許可不要の取引とされているので、インド訪問の際、防衛大臣が外為令別表の 1 の項の中欄に掲げる技術をインド政府に提供する場合、許可は不要である。

<問題 2 2> (配点：2)

特例に関する以下の説明のうち、正しいものを全て選びなさい。

1. 輸出令第4条第1項第四号の少額特例は、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物には全く適用できない。
2. 輸出令第4条第1項第四号の少額特例は、輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物には全く適用できない。
3. 輸出令第4条第1項第四号の少額特例は、輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物には全く適用できない。
4. 貿易外省令第9条第2項第九号の公知の技術は、外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術には全く適用できない。
5. 貿易外省令第9条第2項第九号の公知の技術は、外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術には全く適用できない。

<問題 23> (配点：2)

1 から 5 までのうち、全て本邦から輸出・提供されるものであるが、外為法第 69 条の 6 の罪に問われるものを全て選びなさい。なお、公訴時効の停止については考慮しないものとする。

1. 6 年前に台湾向けに輸出令別表第 1 の 1 の項 (1) に該当するスポーツ用の銃砲弾を許可なく輸出した場合
2. 4 年前に中国向けに通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するにもかかわらず輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する鋼材 10 トンを許可なく輸出した場合
3. 6 年前にタイ向けに外為令別表の 2 の項に該当するプログラムを許可なく提供した場合
4. 4 年前にインドネシア向けに輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する貨物 (価額 90 万円) を許可なく輸出した場合。なお、輸出令別表第 1 の 6 の項には、告示貨物はない。
5. 5 年前にアメリカ向けに輸出令別表第 1 の 1 の項 (1) に該当する狩猟用の散弾銃を許可なく輸出した場合

(参照条文)

輸出貿易管理令

第 13 条

法第 69 条の 6 第 2 項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第 1 の 1 の項 ((5)、(6) 及び (10) から (12) までを除く。) 及び同表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物 (核兵器等を除く。) とする。

外国為替令

第 27 条第 2 項

法第 69 条の 6 第 2 項第一号に規定する政令で定める技術は、別表の 1 から 4 までの項の中欄に掲げる技術 (輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項 (5)、(6) 及び (10) から (12) までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。) とする。

<問題 2 4> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)の規制対象品目に関する記述で、正しいものを全て選びなさい。ただし、下記設問で、原稿、技術プレゼンテーション資料、米国企業から入手した技術、とあるが、いずれも米国の安全保障を脅かすような内容でないものとする。

1. 米国企業の日本の製造子会社α社から製品を購入した。α社によればこの製品は日本で製造したもので、米国原産の部品やソフトウェア等は組み込まれていないとの事だった為、EARの再輸出規制の対象とはならないと判断している。
2. 来年から米国の4年制大学で集積回路の設計について教鞭を取る事となった。工学部のカタログ・コースとは言え、受講者には中国やシンガポール、イギリス、ドイツからの留学生もいるとの事だが、大学の事務局からは、EARの規定により講義内容はEAR規制対象外であり許可取得は不要と聞いている。
3. 来月イギリスで出版予定の学会誌に投稿したいと考え、掲載可能か判断してもらうべく、事前に原稿をイギリスの出版社にメールで送ろうと思う。原稿には米国原産の技術を含んでいるものの、上記目的であればメール送信にあたって、米国BISの許可は不要と考えている。
4. シカゴで開催されるIT関連の会議(広く誰でも聴講可能)で、当社は技術プレゼンテーションを予定している。会議出席者には米国人・日本人以外も数多いという。会議中の録音・録画は認められないものの、メモを取る事は問題無いとの事。配布資料には一部、EAR規制対象の技術もある事から、配布用として会議主催者に資料を送付する前に、米国政府への許可申請が必要と考える。
5. 我が社は、米国特許に基づいて正当な手続きを経た上で米国企業から入手した技術を基に、製品を開発・製造している。この製品は米国企業から入手した技術に基づく直接製品と考え、EARの規制対象となる可能性がある為、ロシアに輸出するにあたり早急に許可申請をしようとしている。

<問題 25> (配点：2)

米国政府発行の懸念者リストに掲載されている者との取引についての規制に関する説明について、正しいものを全て選びなさい。

1. Entity List 掲載者へ日本から EAR 規制対象ではない品目を提供することは、米国政府の許可を要しない行為である。
2. Entity List 掲載者へ日本から EAR99 の品目を提供することは、米国政府の許可を要しない行為である。
3. Specially Designated Nationals List 掲載者へ日本から EAR 規制対象でない品目を提供することは、米国政府の許可を要しない行為である。
4. Specially Designated Nationals List 掲載者へ日本から EAR99 の品目を提供することは、米国政府の許可を要しない行為である。
5. Denied Persons List 掲載者へ日本から EAR99 の品目を提供することは、禁止される行為であり、EAR の規定する許可例外は適用できない。